

# 公 募 公 告

平成 30 年度 国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 売店(店舗)における洋服等販売業務委託の基本契約を締結する者を公募することとしますので、希望する者は応募資格確認書類を提出願います。

平成 30 年 2 月 5 日

国家公務員共済組合連合会  
熊本共済会館  
総支配人 山 本 隆 広

## 記

- 1 件 名 売店(店舗)における洋服等販売業務委託契約
- 2 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 9 月 30 日まで  
ただし、甲乙ともに 3 ヶ月前までに契約解除の申し入れがない場合は、平成 31 年 3 月 31 日まで期間を延長するものとする。
- 3 募集内容  
ホテル内店舗としての気品さを備え、売上及びサービスの向上、そしてお客様の満足度アップを図ることを目的とする。
- 4 応募資格 次に掲げる全ての資格を満たしている者であること。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
  - ② 申込日から起算して 3 か年以内に経営状況又は信用度が極度に悪化していない若しくは不正行為を行っていないと認められる等、適正な解約履行が確保される者であること。
  - ③ 本件の契約実績として、原則熊本市内の式場(当ホテルを含む)の取引実績が直近 3 か年の内 1 年以上あること。
- 5 応募方法
  - (1) 提出書類配付 平成 30 年 2 月 5 日から 2 月 18 日まで、当社ホームページ上よりダウンロードしてご利用ください。  
なお、本件に係る説明会は行いません。
  - (2) 提出する書類
    - ① 【当会指定様式】 応募申込書 (様式 1)
    - ② 【当会指定様式】 秘密保持誓約書 (様式 2)
    - ③ 【当会指定様式】 暴力団排除に関する誓約書 (様式 3)

④【当会指定様式】当会館発行の「資格審査結果通知書(物品製造等)」の28~30年度の資格の有効期間のあるものの写し

※まだ、競争参加資格登録が済んでいない場合や資格の有効期間が終了している場合は、  
「平成28・29・30年度 競争参加資格登録申請書提出要領」を当社ホームページ(トップページ最下左側の公開情報)よりダウンロードし提出すること。

⑤ 見積書(※定価及び納入額(率)などが記載されたもの)

⑥ 熊本市内の式場(当ホテルを含む)の取引実績が直近3カ年の内1年以上あることが分かるもの(※任意様式の取引実績一覧表または契約書の写し等)

(3) 提出方法 封書の表に「提出書類在中」と記入のうえ、書留郵便(必着)または持参にて提出願います。

《提出期限 平成30年2月23日(金)17:00 必着》

6 提出先 熊本共済会館

総務課 後藤(昭)、野田、後藤(秀)

電話 096-355-7932

7 契約者 原則として、応募資格を満たし、当方の予定価格(率)の範囲内にある者と契約します。ただし、提出した書類に不備等があった応募者は当方から通知のうえ応募を取りやめて頂くことがあります。また、応募者が複数となった場合には、別途、調整(入札・企画競争等)する場合があります。

8 契約書(案) ※別添参照

9 その他 本契約に係る留意事項は次のとおり

① 当会館との契約が新規の場合には、商品等について別途資料等の提出及び説明等を求めることがある。

② 当会館がふさわしくないと判断した商品等については、取扱いをしないものとする。

(様式 1)

平成 年 月 日

## 応募申込書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 御中

平成 30 年度国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 売店(店舗)における洋服等販売業務委託の基本契約に係る公募広告に基づき、応募します。

所在地 :

法人の名称(商号) :

代表者名 :

印

<担当者の連絡先等>

所属・役職	
氏名	
携帯電話	
勤務先電話	
E-mail アドレス	

**【提出書類】** …… 漏れがないか レ点を記入すること

- ①応募申込書    ②秘密保持誓約書    ③暴力団排除に関する誓約書  
④当会館発行の「資格審査結果通知書(物品製造等)」28~30 年度有効期間のもの(写)  
    ④の資格を有していない場合、当会館「競争参加資格登録申請書」(添付書類含む)  
⑤見積書(※定価及び納入額(率)などを記載)  
⑥熊本市内の式場(当ホテルを含む)の取引実績が直近3 年の内1 年以上あることが分かるもの(※任意様式の取引実績一覧表または契約書の写し等)

**提出期限(平成 30 年 2 月 23 日まで)**

(様式2)

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 売店(店舗)における洋服等販売業務委託契約(以下「本件」という。)の秘密保持に関し熊本共済会館(以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

(1) 公知の情報

(2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報

(3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を執ってもかまいません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、または甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 平成 年 月 日

乙

法人住所

法人名

代表者名

印

(様式3)

## 暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 殿

所在地 \_\_\_\_\_

社名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_

# ( 案 )

## 業務委託契約書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館(以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、乙が熊本共済会館 (以下「会館」という。) 売店(店舗)における洋服等販売業務について次の条項により委託契約を締結する。

### (業務の委託)

- 第1条 甲は、会館において行う洋服等販売の業務運営 (以下「委託業務」という。) を乙に委託する。
- 2 乙は、委託業務の遂行にあたって、安全と衛生の義務を遵守しなければならない。
  - 3 乙は、委託業務を行うにあたっては、甲の指示に従うとともに、その販売価格について事前に甲の承認を得なければならない。
  - 4 乙は、委託業務を甲の指定する場所において行うものとする。ただし、この指定場所は甲の業務運営上の都合により変更できるものとする。

### (業務委託の期間)

- 第2条 業務委託の期間は、平成30年4月1日から平成30年9月30日までとする。ただし、甲乙ともに3ヶ月前までに契約解除の申し入れがない場合には、平成31年3月31日まで期間を延長するものとする。

### (貸与施設)

- 第3条 甲が乙に対し第1条4項(業務の委託)で指定する場所は、1階売店(店舗)とする。
- 2 甲は前項のほか、乙が必要とする営業用関連施設(塵芥置場、納品通路、その他甲が認める施設)の使用を認めるものとする。

### (営業日及び時間)

- 第4条 乙の営業日については、会館の営業日に準ずるものとする。
- 2 営業時間は、午前10時から午後7時までとする。

### (売上管理)

- 第5条 毎日の売上金は乙が収受し、営業終了後甲の命じる職員に、売上日報及びレシートジャーナルをもって売上金額を甲に報告するものとする。

### (納付金)

- 第6条 乙は、この契約に基づく業務委託に関し、甲に対して納付金を納入す

るものとする。

- 2 納付金は月間総売上高（消費税等含む。）の %（百円未満の端数は切り上げ。）を基本とする。
- 3 甲は、乙の当月の売上げを月末日で締切り、乙に対して納付金の請求書を翌月10日までに提出するものとする。乙は、甲より提出された請求書が正当なものであると判断された場合は、翌月末日までに、甲が指定する銀行口座に振込み支払うものとする。
- 4 納付金は、諸般の情勢に変動が生じたときは、甲乙協議のうえ変更できるものとする。

（収支計算書の提出）

第7条 乙は、甲から要請があった場合、事業運営にかかる収入及び支出についての状況を甲に提出しなければならないものとする。

（設備及び諸費用等の負担）

第8条 委託業務を行うのに必要な設備及び備品は、甲が提供したもののほか、乙の必要とするものについては乙の負担とする。

なお、甲が負担する設備の金額については、一点の単価当たり20万円以上のものとする。

- 2 乙がその業務運営上に生じた営業経費については、乙が負担するものとする。
- 3 乙がこの契約に基づく業務遂行のため使用する電気、ガス、上下水道の料金、衛生費、消耗品及びその他甲乙協議し乙の負担とした経費については、乙が負担するものとする。

（普及宣伝費の一部負担）

第9条 乙は、甲が運営上必要に応じて実施する普及・宣伝（新聞広告、パンフレット等）の費用の一部を負担する。負担する費用については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第10条 乙及びその従業員が、故意又は過失により建物又はその設備等を滅失又は毀損したときは、乙は速やかにこれを原状に回復、または甲の計算に基づく損害金を甲に支払わなければならないものとする。

- 2 乙は前項に定めるもののほか、乙またはその従業員が業務の遂行上第三者に損害を与えた場合には、その損害額を弁済しなければならないものとする。

（責任負担）

第11条 甲は、天災地変その他の事由により乙が被った被害について、甲の責

めによるものを除き、その賠償の責めを負わないものとする。

(指定場所等の管理)

第12条 乙は、指定場所及び設備等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(業務担当責任者)

第13条 乙は、その従業員のうちから1名を業務担当責任者として定め、甲の承認を求めなければならない。

2 前項の規定により、乙が定めた業務担当責任者は甲との交渉責任者とする。

(第三者介在の禁止)

第14条 乙は、第三者との間に、甲の責任となるような文言を用いた契約を締結してはならない。

2 甲は、乙が委託業務を行うため、またはその他について第三者と契約したもののについては、一切その責めを負わないものとする。

(業務再委任の禁止)

第15条 乙は、委託業務を乙以外の者に行わせ、若しくは指定場所の一部または全部を貸与してはならない。

(禁止事項)

第16条 乙は、次に掲げる事項を行うことはできない。ただし、あらかじめ文書により甲の承認を得た場合この限りではない。

- (1) 店舗内等の模様替え、造作の新設その他現状を変更すること。
- (2) 甲の建物の内外に看板、掲示板、広告等を設置すること。
- (3) 電気、ガス、給排水等の設備の容量に影響を及ぼす設備、機械器具等を新設、付加、除去または変更すること。
- (4) 施設内部に爆発性、発火性の物品、その他危険な物品を搬入し、または取り扱うこと。

(厳守事項)

第17条 乙は、契約の履行にあたっては、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 会館が国家公務員共済組合連合会の福祉施設であることをわきまえ、会館の構成員としての品位と秩序の維持に努めること。
- (2) 乙の従業員の身元保証、健康管理、風紀、規律、衛生、就業態度及び接客行為について一切の責めを負うこと。
- (3) 乙は甲に対し、乙の従業員に着用させる制服は事前に甲の承認を得るものとする。

(4) 前各号に定める事項のほか、甲が会館の営業上及び管理上の必要に応じて発する指示・助言・会館規則等の事項を遵守すること。

(従業員の交代)

第18条 甲は乙の従業員が甲の運営上、その他の理由により著しく不適當であると認められるときは、乙に対してその理由を明示し交代を求めることができるものとする。

(守秘義務)

第19条 乙及びその従業員は、業務上知り得た会館の秘密を何人にも漏らしてはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が契約に定める条項に違反したとき、または委託業務を誠実に行っていないと認めたときは、ただちに契約を解除することができるものとする。

2 甲は、甲の事業運営上の都合により、契約を解除することができる。この場合、甲は3カ月間の予告期間を設けるものとする。

3 前2項による契約の解除があったときは、乙は甲に対し契約に対する意義の申し立て、営業権の補償その他一切の請求をすることができない。

(契約解除の申し立て)

第21条 乙は、自己都合により業務委託の契約解除を申し入れることができることとする。

2 乙は前項の規定により契約解除の申し入れをするときは、その旨を3カ月前までに甲に対し文書により通知するものとする。

(原状回復)

第22条 乙は第21条の規定により契約を解除されたとき、または前条より解除したときは、甲の指示により、すべての物件を原状に復して甲に返還しなければならない。

(紛争等の処理)

第23条 この契約書に定めのない事項について、紛争又は疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本契約に関する紛争の提訴については、甲の所在地を管轄区域とする熊本地方裁判所にて行うこととする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 熊本市中央区千葉城町3番31号  
国家公務員共済組合連合会  
熊本共済会館  
総支配人 山本隆広

乙